

北但行政事務組合告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、豊岡都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに香住都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに浜坂都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場事業の認可の告示（平成23年兵庫県告示第737号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年7月4日

北但行政事務組合
管理者 中 貝 宗 治

- 1 施行者の名称
北但行政事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 豊岡都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに香住都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場並びに浜坂都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場事業
 - (2) 名称 豊岡都市計画3号北但ごみ処理施設、香住都市計画1号北但ごみ処理施設及び浜坂都市計画3号北但ごみ処理施設
- 3 事務所の所在地
豊岡市上陰178番地の1
- 4 事業施行期間
平成23年7月1日から平成28年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
豊岡市竹野町森本字田尻、字政岡、字市場及び字ホウキ並びに竹野町坊岡字森、字小判谷口及び字上木谷
 - (2) 使用の部分
なし